

小山の環境

小山市環境基本計画年次報告書（令和4年度版）

資料編



小 山 市

目 次

1	環境基準等	
①	大気	2
②	騒音・振動	3
③	土壌	6
④	悪臭	8
⑤	水質	11
⑥	ダイオキシン類	15
⑦	空間放射線量	15
2	調査・測定データ	
①	大気	16
②	騒音・振動	22
③	水質	
ア	河川水質調査結果	24
イ	思川流入雑排水水質調査結果	34
ウ	地下水	36
エ	ゴルフ場排水	38
④	ダイオキシン類	40
⑤	公害苦情	42
⑥	空間放射線量	44
⑦	廃棄物	46
	(参考) 河川水質調査測定地点図	48

1 環境基準等

1 環境基準等

① 大 気

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(48. 5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(48. 5. 8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(48. 5. 8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(53. 7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(48. 5. 8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9. 2. 4 告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又は、これと同等以上の性能を有すると認められる方法。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。(H30. 11. 19 告示)	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9. 2. 4 告示)	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13. 4. 20 告示)	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。(H21. 9. 9 告示)	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

② 騒音・振動

1) 一般環境

騒音の環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに表5に掲げるとおり定められており、各類型を当てはめる地域は、市町村長が指定することとなっている。

騒音に係る環境基準

地域の 類型	該当地域用途地域 (都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号)	基準値	
		昼間 (6時から22時まで)	夜間 (22時から翌日6時まで)
AA	特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種・第2種低層住居専用地域 田園居住地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域及び準住居地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	類型A及びBを当てはめた地域以外の 地域 (工業専用地域を除く)	60デシベル以下	50デシベル以下

備考

- 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

2) 道路交通振動に係る要請限度

(昭和51年11月10日 総理府令第58号, 振動規制法施行規則第12条, 別表第2)

道路交通振動に係る要請は, 振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度を定めたものである。

市町村長は, 振動規制法第19条の測定を行った場合において, 指定地域内における自動車振動が総理府令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは, 道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装, 維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し, 又は都道府県公安委員会に対し, 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による措置を執るべきことを要請することとしている。道路管理者は, 要請があった場合, 道路交通振動の防止のための必要があると認めるときは, 当該道路の部分の舗装, 維持又は修繕の措置を執るものとされている。

道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
振動規制法の区域区分	昼 間 (午前7時から午後8時まで)	夜 間 (午後8時から翌日の午前7時まで)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

道路交通振動の区域の区分

区域の区分	都市計画地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

3) 新幹線鉄道騒音

新幹線騒音に係る環境基準は、表7のとおり定められており、各類型をあてはめる地域は、市町村長が指定することになっている。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

新幹線鉄道騒音に係る地域の推計指定状況

地域の類型	指定地域		指定から除外する区域
	区域の範囲	都市計画地域	
I	軌道中心線から300m以内の区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園居住地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	- 線路が堀割で、沿線の住居に及ぼす騒音レベルが環境基準以下になる区域 - 工業専用地域 - 河川の地域 - 用途地域の定めのない地域で、かつ住居が存在しない区間が1,000mに及ぶ山林、原野、農業用地等 - トンネルの出入口から中央部方面へ150m以上の区域
II	同上	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業地域	

<測定及び評価の方法>

- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

<適用範囲>

環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

4) 新幹線騒音鉄道振動に係る指針

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」に基づき、振動レベルが70デシベルを超える地域について、防止対策を講ずることとなっている。

③ 土 壌

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.1mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℓ につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 ℓ につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれている試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注（2）第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 ℓ につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 に定める方法又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 ℓ につき 0.05mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
備考		
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓ につき 0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓ につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

④ 悪臭

以前は、アンモニアやトルエンなどの 22 物質を対象に規制していたが、いろいろな物質が混ざった複合臭や未規制物質によるにおいに対応するために、平成 24 年 4 月 1 日から、従来の「物質濃度規制」から「臭気指数規制」に変更した。

なお、規制基準は、次の 3 種の排出形態の区分に応じて定められている。

- 1) 特定の煙突等がなく、事業場全体から漏出している場合（敷地境界線の基準）
- 2) 煙突その他の気体排出施設から排出される場合（排出口の基準）
- 3) 事業場から敷地外に排出される汚水に含まれる場合（排水水の基準）

1) 敷地境界線の規制基準〔第 1 号規制基準〕（悪臭防止法施行規則第 6 条の 1）

においの強さは感覚的なものであることから、その程度を数値化する手法として参考の表のように、においの強さを 6 段階に分け、0 から 5 までの数値で表す臭気強度表示法が使用されている。この臭気強度表示法は悪臭防止法において、規制基準を定めるための基本的考え方として用いられ、敷地境界線上の規制基準の範囲は、臭気強度 2.5～3.5 の間で定められている。

小山市では、臭気 A (臭気強度 2.5) 地域として住居・商業・準工業地域、臭気 B (臭気強度 3.0) 地域として工業・工業専用地域が規制地域に指定されており、各地域の臭気強度に対応する臭気指数の最大値を規制値としている。

＜臭気指数の算出式＞

$$\text{臭気指数} = 10 \times 10^{\log(\text{臭気濃度})}$$

敷地境界線の基準

用途地域	臭気指数
第 1, 2 種低層住居専用地域 第 1, 2 種中高層住居専用地域 第 1, 2 種住居地域 商業地域 近隣商業地域 準工業地域	15
工業地域 工業専用地域	18

[参考]

6 段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できる程度のおい
2	弱いにおい (何のにおいかわかる程度)
(2.5)	(2 と 3 の中間)
3	らくに感知できるにおい
(3.5)	(3 と 4 の中間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

臭気強度に対応する臭気指数

臭気強度	2.5	3.0	3.5
臭気指数	10～15	12～18	14～21

2) 煙突等の気体排出口の規制基準〔第2号規制基準〕(同法施行規則第6条の2)

1. 法第四条第二項第二号の環境省令で定める方法は、次の各号の排出口の高さの区分ごとに、当該各号に定める方法とする。ただし、排出ガスの臭気指数として同項第2号の規制基準を定める場合、その値は同項第1号の規制基準として定める値以上でなければならない。

一. 排出口の実高さが十五メートル以上の施設イに定める式により臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）の量を算出する方法

イ. 次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$q_t = 60 \times 10^A / F_{max}$$

$$A = L / 10 - 0.2255$$

これらの式において、 q_t 、 F_{max} 及び L はそれぞれ次の値を表すものとする。

q_t ：排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎分）

F_{max} ：別表第三に定める式により算出される $F(x)$ （温度零度、圧力一気圧の状態における臭気排出強度一立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 x （単位 メートル）における地上での臭気濃度）の最大値（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した秒毎立方メートル）。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が一を排出ガスの流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎秒）で除した値を超えるときは、一を排出ガスの流量で除した値とする。

L ：法第四条第二項第一号の規制基準として定められた値

ロ. イに規定する F_{max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

- (1) 次項に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十八条第三項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの十倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」という。）の二・五倍以上となる場合 排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値
- (2) 次項に定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの二・五倍未満となる場合 排出口からの風下距離がただし書きにより定める R 以上となる区間における最大値。ただし、 R は排出口と敷地境界の最短距離と、環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

二. 排出口の実高さが十五メートル未満の施設

次の式により排出ガスの臭気指数を算出する方法

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^{0.2} \times 10^B$$

$$B = L / 10$$

これらの式において I 、 K 、 H_b 及び L は、それぞれ次の値を表すものとする。

I ：排出ガスの臭気指数

K ：次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。

ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が〇・六メートル未満の場合	〇・六九
排出口の口径が〇・六メートル以上〇・九メートル未満の場合	〇・二〇
排出口の口径が〇・九メートル以上の場合	〇・一〇

H_b ：周辺最大建物の高さ（単位 メートル）。ただし、算出される値が十未満である場合又は十以上であって排出口の実高さ（単位 メートル）の値の一・五倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ（単位 メートル）とする。

十未満	六・七メートル以上	十メートル
	六・七メートル未満	排出口の実高さの一・五倍
十以上であって排出口の実高さ（単位 メートル）の値の一・五倍以上		排出口の実高さの一・五倍

L ：法第四条第二項第一号の規制基準として定められた値

- 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ（単位 メートル）とする。

$$H_i = H_o + 2 (V - 1.5) D$$

これらの式において、 H_i 、 H_o 、 V 及び D は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_i ：初期排出高さ（単位 メートル）

H_o ：排出口の実高さ（単位 メートル）

V ：排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

D ：排出口の口径（単位 メートル）。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

3）排出水の規制基準〔第3号規制基準〕（同法施行規則第6条の3）

排出水に係る臭気指数の算定の方法は、環境庁告示「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」に定める三点比較式フラスコ法とする。

法第四条第一項第三号の環境省令で定める方法は、悪臭物質の種類ごとに次の式により排出水中の濃度を算出する方法とする。

$$I_w = L + 16$$

この式において、 I_w 及び L は、それぞれ次の値を表すものとする。

I_w ：排出水の臭気指数

L ：事業場の敷地境界線における規制基準（第1号規制基準）として定められた値

⑤ 水 質

1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/ℓ以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下	規格 65.2（規格 65.2.7）に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01 mg/ℓ以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/ℓ以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれている試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注（2）第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/ℓ以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	付表 8 に掲げる方法
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		

2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）－河 川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20 C F U/ 100mL 以下	第 1 の 2 の (2) に より水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300 C F U/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	1,000 C F U/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格 21 に定める 方法	付表 9 に掲げる 方法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得られ る方法	環境基準告示付表 10 に掲げる方法	
<備 考> 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 C F U/100ml 以下とする。 4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 5. 大腸菌数に用いる単位は C F U（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3 級：コイ、フナ等、 β －中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 K0102 の 38.1.2（規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1 に掲げる方法。
鉛	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 65.2（規格 K0102 の 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K1070-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/ℓ以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法。
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 34.1（規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれている試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c)（注（2）第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法
備 考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

4) ゴルフ場農薬

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止するため、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の適正使用が徹底されるよう、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針（平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土発第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知）」及び「栃木県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」の指導指針が設けられている。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針値について

ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度は、排水口において以下の水濁指針値及び水産指針値を超えないこととする。

①水濁指針値

別表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の 10 倍値を水濁指針値とする。

②水産指針値

水産基準値が設定されている農薬について、その値の 10 倍値を水産指針値とする。

農 薬 名	水濁指針値 (mg/l)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロロホン (DEP)	0.05
フェニトロチオン (MEP)	0.03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミダジンアルベシ酸塩及びイミダジン酢酸塩 (イミダジンとして)	0.06
キャプタン	3
クロタロニル (TPN)	0.4
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
テトラコナゾール	0.1
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
ホセチル	23
(除草剤)	
シクロスルフアムロン	0.8
シマジン (CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロバミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩 (MCPA として)	0.051

注 1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 (\text{kg}) \times 0.1 (\text{ADI の 10\% 配分}) / 2 (\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注 2：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値 10 倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページに掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

⑥ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準について

媒体	基準値	測定方法
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/l 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法。
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
備 考 1 基準値は、2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準値が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

- ・大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 - ・水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 - ・水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 - ・土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所にあつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- 平成14年7月22日環境省告示第46号により平成14年9月1日から適用する。

⑦ 空間放射線量

環境大臣が定める放射線の量の測定方法（平成23年12月28日環境省告示第110号）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）施行規則第十五条第十一号の環境大臣が定める方法は、地表から五十センチメートルから一メートルまでの高さで、ガンマ線測定用測定器を用いて測定する方法とする。

基準値について

国際放射線防護委員会（ICRP）の平常時の一般公衆の線量限度が（2007年勧告）年間1mSv、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染対策地域の追加被ばく線量（自然及び医療行為から受ける放射線量を除いた被ばく線量）が毎時0.23μSvであることから、基準値0.23μSv/hをとした。

追加被ばく線量の考え方

- ①福島原発事故とは関係なく、自然界に存在する大地からの放射線は0.04μSv/h
- ②追加被ばく線量の年間1mSvを1時間あたりに換算すると、0.19μSv/h
 1日のうち、屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍））に16時間滞在するという生活パターンを仮定（0.19μSv/h × （8時間 + 0.4 × 16時間） × 365日 ÷ 1mSv/年）
 測定値は自然由来の放射線率も含んだ数値となるので、0.04（①） + 0.19（②） = 0.23μSv/hならば、年間の追加被ばく線量は年間1mSvとなる。

2 調査・測定データ

① 大 気

測定項目：二酸化いおう（SO₂）

測定局：大谷中学校（R2より小山市役所から変更）

令別表第3の区分：23-3

用途地域：商業地域

測定年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
有効測定日数	日	329	309	334	358	363	362	357	326	364	362	1時間値の1日 平均値が 0.04ppm (40ppb) 以下、 かつ 1時間値 が0.1ppm (100ppb) 以下
測定時間	時間	7,913	7,462	8,130	8,591	8,654	8,664	8,518	7,772	8676	8662	
年平均値	ppb	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1時間値が0.1ppm を超えた時間数と その割合	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ppb	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
日平均値が 0.04ppmを超えた 日数とその割合	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
1時間値の最高値	ppb	7	10	5	9	7	6	6	9	4	4	
日平均の最高値	ppb	4	3	3	4	3	3	2	4	2	2	
日平均値の2%除 外値	ppb	3	2	2	3	2	3	2	3	1	2	
日平均値が 0.04ppmを超えた日 が2日以上連続した ことの有無	有× ・ 無○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
環境基準の長期評 価による日平均値 が0.04ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定項目：二酸化窒素（NO₂）

測定局：大谷中学校（～R1まで小山市役所、R2～大谷中学校）

用途地域：商業地域

測定年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
有効測定日数	日	360	364	362	362	362	362	358	359	364	361	1時間値の 1日平均値 が 0.04ppm(40 ppb)から 0.06ppm(60 ppb)までの ゾーン内又 はそれ以下 であること
測定時間	時間	8,637	8,663	8,670	8,647	8,655	8,645	8,611	8,595	8676	8638	
年平均値	ppb	8	10	11	10	10	9	8	9	10	9	
1時間値の最高値	ppb	48	43	49	56	52	52	36	51	45	45	
日平均値の最高値	ppb	29	25	27	33	26	25	22	32	27	25	
1時間値が0.2ppm を超えた時間数と その割合	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
1時間値が0.1ppm 以上0.2ppm以下 の時間とその割合	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
日平均値の 年間98%値	ppb	21	21	21	21	22	21	17	22	21	21	
98%評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定項目：微小粒子状物質（PM_{2.5}）

測 定 局：大谷中学校（～R1 まで小山市役所、R2～大谷中学校）

用途地域：商業地域

測定年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
有効測定日数	日	358	360	362	363	365	330	365	362	1年平均値 15 μ g/m ³ 以下、かつ 1日平均値 35 μ g/m ³ 以下
測定時間	時間	8,665	8,688	8,713	8,728	7,925	7,925	8,737	8696	
年平均値	μ g/m ³	14.5	13.7	12.9	13.1	12.0	12.5	9.5	10.0	
日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日数とその割合	日	6	6	2	1	0	2	0	1	
	%	1.7	1.7	0.6	0.3	0.0	0.6	0.0	0.3	
日平均値の年間98%値	μ g/m ³	33.2	34.0	28.2	28.2	26.0	29.6	20.6	21.3	
98%評価による日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日	日	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定項目：一酸化炭素(CO)

測定局：小山市役所(※H30より測定局廃止)

用途地域：商業地域

測定年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
有効測定日数	日	360	362	363	359	363						1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下
測定時間	時間	8,601	8,663	8,681	8,602	8,665						
年平均値	ppm	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1						
1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合	時間	0	0	0	0	0						
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0						
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合	時間	0	0	0	0	0						
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
1時間値の最高値	ppm	1.3	1.3	0.8	0.7	0.8						
日平均値の最高値	ppm	1.0	0.5	0.5	0.4	0.4						
日平均値の2%除外値	ppm	1.0	0.4	0.3	0.3	0.3						
日平均値が10ppm超の日が2日以上連続したことの有無	有× ・ 無○	○	○	○	○	○						
環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0						

測定項目：一酸化炭素(CO)

測定局：小山市中央町交差点(※R2より測定局廃止)

用途地域：商業地域

測定年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
有効測定日数	日	363	364	365	364	364	365	365				1時間値の8時間平均値が20ppm以下、かつ1時間値の1日平均値が10ppm以下
測定時間	時間	8,675	8,679	8,707	8,680	8,674	8,691	8,714				
年平均値	ppm	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3				
1時間値の8時間平均値が20ppm超の回数とその割合	時間	0	0	0	0	0	0	0				
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0	0	0				
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合	時間	0	0	0	0	0	0	0				
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
1時間値の最高値	ppm	1.9	2.1	1.9	1.9	1.6	1.5	1.3				
日平均値の最高値	ppm	1.0	0.9	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6				
日平均値の2%除外値	ppm	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5				
日平均値が10ppm超の日が2日以上連続したことの有無	有× ・ 無○	○	○	○	○	○	○	○				
環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0				

測定項目：浮遊粒子状物質（SPM）

測定局：大谷中学校（R2より小山市役所から変更）

用途地域：商業地域

測定年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
有効測定日数	日	363	364	363	361	362	364	356	359	322	360	1時間値が 0.20mg/m ³ (200μg/m ³) 以下 かつ 1時間値の 1日平均値 が 0.10mg/m ³ (100μg/m ³) 以下
測定時間	時間	8,722	8,725	8,728	8,687	8,712	8,729	8,566	8,641	7745	8687	
年平均値	μg/m ³	17	17	18	18	15	14	13	15	13	14	
1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	時間 %	1 0.0	1 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	日 %	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
1時間値の最高値	μg/m ³	268	337	172	98	111	113	136	93	78	61	
日平均値の最高値	μg/m ³	71	62	72	51	42	41	37	67	41	35	
日平均値の 2%除外値	μg/m ³	43	43	45	40	33	33	30	34	26	31	
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続 したことの有無	有× ・ 無○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
環境基準の長期評 価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定項目：浮遊粒子状物質（SPM）

測定局：小山市中央町交差点（※R3より測定局廃止）

用途地域：商業地域

測定年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
有効測定日数	日	363	365	357	359	363	363	362	304			1時間値が 0.20mg/m ³ (200μg/m ³) 以下 かつ 1時間値の 1日平均値 が 0.10mg/m ³ (100μg/m ³) 以下
測定時間	時間	8,712	8,679	8,613	8,680	8,725	8,719	8,706	7,309			
年平均値	μg/m ³	24	27	25	22	17	17	16	15			
1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	時間 %	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0			
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	日 %	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0			
1時間値の最高値	μg/m ³	143	186	163	93	106	70	87	65			
日平均値の最高値	μg/m ³	70	73	90	54	53	47	54	43			
日平均値の 2%除外値	μg/m ³	51	54	56	45	35	37	39	34			
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続 したことの有無	有× ・ 無○	○	○	○	○	○	○	○	○			
環境基準の長期評 価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0			

測定項目：光化学オキシダント（ O_3 ）
 測定局：大谷中学校（R2より小山市役所から変更）
 用途地域：商業地域

測定年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
有効測定日数	日	365	365	366	365	365	365	366	352	365	365	1時間値が 0.06ppm (60ppb)以下
昼間測定時間	時間	5,423	5,434	5,436	5,419	5,425	5,430	5,448	5,204	5,442	5,434	
昼間の1時間値の 年平均値	ppb	32	33	34	33	34	33	32	31	35	32	
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	日	100	102	109	92	105	86	80	62	59	80	
	時間	483	549	616	501	554	492	436	267	281	353	
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数	日	3	4	3	2	3	1	1	1	0	1	
	時間	7	7	4	2	6	1	1	1	0	3	
昼間の1時間値の 最高値	ppb	144	140	149	133	145	126	124	130	103	143	
昼間の日最高1時 間値の年平均値	ppb	50	51	52	50	51	50	47	46	48	49	
1時間値の最高値	ppb	144	140	149	133	145	126	124	130	127	143	
日平均値の最高値	ppb	60	60	64	64	64	68	64	53	56	53	
日最高8時間値の年 間99パーセンタイル 値	ppb	89	96	92	94	91	89	83	86	72	83	
日最高8時間値の年 間99パーセンタイル 値の3年移動平均値	ppb	97	95	92	94	91	89	88	80	80	80	

地域別、光化学スモッグ注意報日数の経年変化

（単位：日）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県南西部	3	4	2	1	6	1	5	3	0	1
県南部	3	5	2	3	5	2	2	2	1	1
県南東部	1	1	0	0	1	0	2	0	0	0
県中央部	0	1	0	2	5	2	1	3	0	1
県東部	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
県北西部	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0
県北東部	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
計	4	5	2	3	6	4	5	4	1	3

2 調査・測定データ

② 騒音・振動

環境騒音・振動実態調査結果

[単位：dB（デシベル）]

項目	地域の類型又は区分			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	基準値
騒音	道路に面する地域	幹線交通の道路	測定地点	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	
			昼間	65	66	68	68	66	67	66	68	68	70
			夜間	61	62	64	64	63	63	63	62	63	65
		二車線を越える車線	測定地点	駅東通り2丁目	駅東通り2丁目	駅東通り2丁目	駅東通り2丁目	駅東通り2丁目	駅東通り2丁目	駅東通り2丁目	駅東通り2丁目	駅東通り2丁目	
			昼間	66	67	66	68	67	66	67	66	66	70
			夜間	62	62	63	64	63	61	63	60	61	65
		幹線交通の道路	測定地点	下国府塚	下国府塚	下国府塚	下国府塚	下国府塚	下国府塚	下国府塚	下国府塚	下国府塚	
			昼間	70	72	73	73	72	72	72	72	72	70
			夜間	69	71	71	72	69	69	69	69	70	65
	道路に面しない地域	A	測定地点	西城南1丁目	西城南1丁目	西城南1丁目	西城南1丁目	西城南1丁目	西城南1丁目	西城南1丁目	西城南1丁目	西城南1丁目	
			昼間	47	48	49	49	44	46	44	48	49	55
			夜間	44	39	44	42	38	37	38	45	44	45
		B	測定地点	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	
			昼間	48	50	47	49	52	53	52	50	52	55
			夜間	41	40	41	41	42	45	42	41	42	45
		C	測定地点	生井	生井	生井	生井	生井	生井	生井	生井	生井	
			昼間	49	49	50	62	62	58	62	61	47	60
			夜間	42	42	44	49	49	46	49	49	38	50
振動	道路に面する地域	第一種	測定地点	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	
			昼間	47	48	48	46	43	43	43	38	32	65
			夜間	40	41	42	39	49	37	49	31	29	60

※網掛け部分は環境基準超過

東北新幹線の環境基準達成状況（25メートル）

【上段・測定値（単位：dB（デシベル））、下段・達成状況】

項目	測定地点	東京駅からの距離(km)	地域の類型	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	基準値
騒音	南飯田	74.3	I	74	72	73	74	72	71	72	72	75	70
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	羽川	86.3	I	76	75	73	73	71	74	74	74	74	
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	南飯田	74.3	I	65	62	65	62	62	59	60	60	60	指針値 70
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	羽川	86.3	I	65	62	61	62	60	62	61	61	60	
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	

2 調査・測定データ

③ 水 質

ア 河川水質調査結果

河川水質（健康項目）調査結果(平成 27 年度～平成 30 年度)

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		環境基準値
調査場所		乙女大橋(思川)		乙女大橋(思川)		乙女大橋(思川)		乙女大橋(思川)		
採水日		H27.7.28	H28.1.21	H28.7.8	H29.1.19	H29.7.20	H30.1.16	H30.7.24	H31.1.23	
採水時刻		12:03	11:55	11:54	11:45	12:03	11:42	11:51	11:57	
天 気		晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
気 温	℃	33	5.4	30	12.5	32	12.3	34	15.2	
水 温	℃	27	7.3	25.4	7.4	27.8	8.3	30.5	7.7	
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/l	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	検出されないこと ⁽¹⁾
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下
ひ素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと ⁽¹⁾
PCB	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと ⁽¹⁾
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下 ⁽²⁾
トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	mg/l	1.7	2.8	1.7	2.9	1.4	2.9	1.3	2.6	10 以下
ふっ素	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.09	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	

(1)は水質汚濁に係わる環境基準、別表1に掲げる方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2)は平成 23 年 10 月 27 日改正(カドミウム 旧 0.01→新 0.003 mg/l 以下)

(3)は平成 21 年 11 月 30 日改正(1,1-ジクロロエチレン 旧 0.02→新 0.1 mg/l 以下)

(4)は平成 21 年 11 月 30 日改正により項目追加(1,4-ジオキサン 0.05 mg/l 以下)

(5)は水道法第4条2項における水質基準値

(6)は平成 26 年 11 月 17 日改正(トリクロロエチレン 旧 0.03→新 0.01 mg/l 以下)

河川水質（健康項目）調査結果（令和元年度～令和４年度）

	単位	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		環境基準値
調査場所	—	乙女大橋(思川)		乙女大橋(思川)		乙女大橋(思川)		乙女大橋(思川)		
採水日	—	R1.7.16	R2.1.17	R2.7.22	R3.1.22	R3.8.24	R4.2.22	R4.7.19	R5.2.21	
採水時刻	—	11:28	11:43	11:30	12:05	11:56	11:15	11:50	11:33	
天 気	—	曇	曇	曇	晴	曇	晴	曇	晴	
気 温	℃	24.3	8	26.5	12.2	29.8	6.0	30.2	4.4	
水 温	℃	20.8	10	22.7	8.2	23.1	8.0	24.3	9.8	
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/l	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	検出されないこと ⁽¹⁾
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下
ヒ素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと ⁽¹⁾
PCB	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと ⁽¹⁾
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下 ⁽²⁾
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	mg/l	1.6	2.7	1.7	2.5	1.5	2.8	1.2	2.7	10 以下
ふっ素	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下 ⁽³⁾

(1)は水質汚濁に係わる環境基準、別表1に掲げる方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2)は平成23年10月27日改正(カドミウム 旧0.01→新0.003 mg/l 以下)

(3)は平成21年11月30日改正(1,1-ジクロロエチレン 旧0.02→新0.1 mg/l 以下)

(4)は平成21年11月30日改正により項目追加(1,4-ジオキサン 0.05 mg/l 以下)

(5)は水道法第4条2項における水質基準値

(6)は平成26年11月17日改正により項目追加(トリクロロエチレン 旧0.03→新0.01 mg/l 以下)

令和４年度 河川水質調査結果(生活環境項目等)

【単位:mg/ℓ(ただし、大腸菌数の単位は CFU/100mℓ)】

水系名	類型・河川名	No・地点名	項目	7月19日	11月9日	2月21日	最大値	最小値	平均値
渡良瀬川	A-イ	No.1 姿川橋	p H	7.4	7.8	7.7	7.8	7.4	7.6
			B O D	1.5	2.5	2.7	2.7	1.5	2.2
			S S	8	5	4	8	4	5
			D O	7.5	10.0	12.0	12.0	7.5	9.8
			大腸菌数	190	27	66	190	27	94
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	1.80	2.30	3.00	3.00	1.80	2.37
			全りん	0.099	0.060	0.140	0.140	0.060	0.100
	A-イ	No.2 小宅橋	p H	7.3	7.7	7.6	7.7	7.3	7.5
			B O D	1.1	2.5	2.2	2.5	1.1	1.9
			S S	4	<1	1	4	<1	2
			D O	7.5	10.0	11.0	11.0	7.5	9.5
			大腸菌数	130	14	21	130	14	55
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	1.20	2.30	3.10	3.10	1.20	2.20
			全りん	0.020	0.018	0.032	0.032	0.018	0.023
		No.3 観晃橋	p H	7.3	7.7	7.7	7.7	7.3	7.6
			B O D	0.9	1.6	2.1	2.1	0.9	1.5
			S S	8	3	2	8	2	4
			D O	7.6	10.0	10.0	10.0	7.6	9.2
			大腸菌数	150	140	27	150	27	106
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	1.30	2.30	3.00	3.00	1.30	2.20
			全りん	0.032	0.033	0.066	0.066	0.032	0.044
		No.4 乙女大橋	p H	7.3	7.8	7.7	7.8	7.3	7.6
			B O D	1.1	1.3	2.2	2.2	1.1	1.5
			S S	10	3	3	10	3	5
			D O	7.3	11.0	11.0	11.0	7.3	9.8
			大腸菌数	180	27	14	180	14	74
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	1.30	2.50	3.10	3.10	1.30	2.30
			全りん	0.041	0.078	0.120	0.120	0.041	0.080
巴波川	B-イ	No.5 感際橋	p H	7.0	7.4	7.3	7.4	7.0	7.2
			B O D	4.2	3.9	10.0	10.0	3.9	6.0
			S S	21	7	17	21	7	15
			D O	6.5	8.0	9.5	9.5	6.5	8.0
			大腸菌数	330	40	40	330	40	137
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	3.80	5.20	6.10	6.10	3.80	5.03
			全りん	0.240	0.100	0.160	0.240	0.100	0.167
		No.6 昇明橋	p H	7.5	7.8	7.4	7.8	7.4	7.6
			B O D	1.5	1.8	4.0	4.0	1.5	2.4
			S S	25	5	9	25	5	13
			D O	6.3	12.0	11.0	12.0	6.3	9.8
			大腸菌数	220	45	34	220	34	100
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	1.80	3.80	4.90	4.90	1.80	3.50
			全りん	0.073	0.060	0.130	0.130	0.060	0.088
豊穂川	A-イ	No.10 新川橋	p H	7.2	7.8	7.4	7.8	7.2	7.5
			B O D	1.3	1.5	2.5	2.5	1.3	1.8
			S S	8	2	5	8	2	5
			D O	7.8	11.0	11.0	11.0	7.8	9.9
			大腸菌数	120	100	620	620	100	280
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	1.40	3.10	3.30	3.30	1.40	2.60
			全りん	0.064	0.052	0.120	0.120	0.052	0.079
鬼怒川	B-イ	No.7 天神橋	p H	7.5	7.7	7.5	7.7	7.5	7.9
			B O D	2.2	1.8	2.7	2.7	1.8	2.2
			S S	8	6	5	8	5	2
			D O	7.4	9.0	11.0	11.0	7.4	9.1
			大腸菌数	590	24	5	590	5	14,420
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	2.50	4.90	5.80	5.80	2.50	3.80
			全りん	0.200	0.510	0.480	0.510	0.200	0.340

令和4年度 河川水質調査結果(生活環境項目等)

【単位:mg/ℓ(ただし、大腸菌数の単位はCFU/100mℓ)】

水系名	類型・河川名	No・地点名	項目	7月19日	11月9日	2月21日	最大値	最小値	平均値
鬼怒川	B-イ	No.8 田川 梁橋	p H	7.6	7.8	7.9	7.9	7.6	7.8
			B O D	2.8	2.7	2.6	2.8	2.6	2.7
			S S	19	6.8	3.4	19	3.4	9.7
			D O	7.8	10	12	12	7.8	9.9
			大腸菌数	170	65	12	170	12	82
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	2.9	5.5	5.8	5.8	2.9	4.7
			全りん	0.26	0.49	0.46	0.49	0.26	0.40
利根川	B-イ	No.9 西仁連川 舞鶴橋	p H	7.3	8.3	8.0	8.3	7.3	7.9
			B O D	2.2	1.5	2.5	2.5	1.5	2.1
			S S	4	4	5	5	4	4
			D O	6.7	12.0	12.0	12.0	6.7	10.2
			大腸菌数	360	350	160	360	160	290
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	1.40	3.40	3.60	3.60	1.40	2.80
			全りん	0.085	0.150	0.160	0.160	0.085	0.132
		No.14 一丁田橋	p H	7.2	7.7	8.2	8.2	7.2	7.7
			B O D	2.1	1.8	3.6	3.6	1.8	2.5
			S S	20	4	4	20	4	9
			D O	6.7	9.0	15.0	15.0	6.7	10.2
			大腸菌数	920	660	1,000	1,000	660	860
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	1.30	3.70	2.40	3.70	1.30	2.47
			全りん	0.140	0.320	0.460	0.460	0.140	0.307
利根川	類型無	No.11 宮戸川 鶴ヶ谷橋	p H	7.0	7.6	7.5	7.6	7.0	7.4
			B O D	2.5	1.9	3.5	3.5	1.9	2.6
			S S	7	3	8	8	3	6
			D O	6.9	8.0	9.2	9.2	6.9	8.0
			大腸菌数	310	270	1,000	1,000	270	527
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	1.20	1.80	2.80	2.80	1.20	1.93
			全りん	0.075	0.060	0.180	0.180	0.060	0.105
		No.12 宝来橋	p H	7.1	7.4	7.4	7.4	7.1	7.3
			B O D	4.8	11.0	22.0	22.0	4.8	12.6
			S S	7	6	15	15	6	9
			D O	5.4	4.8	5.8	5.8	4.8	5.3
			大腸菌数	3,900	470	2,000	3,900	470	2,123
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	4.00	6.40	8.80	8.80	4.00	6.40
			全りん	0.360	0.380	0.900	0.900	0.360	0.547
		No.13 かねなり橋	p H	7.2	8.3	7.8	8.3	7.2	7.8
			B O D	1.4	1.7	4.8	4.8	1.4	2.6
			S S	3	4	9	9	3	5
			D O	7.6	13.0	12.0	13.0	7.6	10.9
			大腸菌数	31	14	76	76	14	40
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	3.40	4.70	4.60	4.70	3.40	4.23
			全りん	0.110	0.110	0.280	0.280	0.110	0.167
		No.15 雇用促進住宅東側橋	p H	7.2	7.8	7.7	7.8	7.2	7.6
			B O D	2.2	3.2	5.2	5.2	2.2	3.5
			S S	4	7	18	18	4	10
			D O	6.6	12.0	10.0	12.0	6.6	9.5
			大腸菌数	310	330	760	760	310	467
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	5.30	6.30	6.90	6.90	5.30	6.17
			全りん	0.190	0.250	0.410	0.410	0.190	0.283
		No.16 りんどう橋	p H	7.1	7.5	7.6	7.6	7.1	7.4
			B O D	2.2	11.0	12.0	12.0	2.2	8.4
			S S	3	8	13	13	3	8
			D O	6.7	8.0	8.6	8.6	6.7	7.8
			大腸菌数	530	450	1,000	1,000	450	660
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	4.10	6.40	7.40	7.40	4.10	5.97
			全りん	0.190	0.340	0.490	0.490	0.190	0.340

河川水質調査結果(BOD 75%値)

(単位:mg/ℓ)

水系	類型・河川名	No・地点名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	基準値
渡良瀬川	A-イ 姿川	①姿川橋	1.8	1.6	1.4	1.4	1.5	2.0	1.6	1.6	1.4	2.7	2.0 以下
	A-イ 思川	②小宅橋	0.8	1.1	1.0	0.9	1	1.8	1.1	0.9	0.9	2.5	
		③観晃橋	1.4	1.3	1.1	1.0	1.3	1.7	1.6	1.4	1.1	2.1	
		④乙女大橋	2.2	1.2	1.2	1.0	6.6	8.3	1.3	1.4	2.4	2.2	
	B-イ 巴波川	⑤感際橋	5.4	7.6	4.2	7.9	4.2	9.2	10	8.4	3.7	10	3.0 以下
		⑥昇明橋	3.5	2.6	2.8	3.0	3.6	3.8	3.2	3.4	1.8	4	
	A-イ 豊穂川	⑩新川橋	2.7	1.7	2.4	2.1	2.1	2.1	2.9	1.7	1.2	2.5	2.0 以下
		⑪川入橋	1.2	1.7	—	—	—	—	—	—	—	—	
鬼怒川	B-イ 田川	⑦天神橋	1.3	1.9	1.9	1.2	2.7	2.5	2.6	2.6	1.4	2.7	3.0 以下
		⑧梁橋	1.9	2.2	2.1	1.2	2.3	2.2	2.6	2	1.8	2.8	
利根川	B-イ 西仁連川	⑨舞鶴橋	2.3	2.3	1.8	1.9	1.7	3.8	3	2.6	1.7	2.5	
		⑭一丁田橋	2.3	1.9	2.5	1.8	2.5	3.5	4.2	3.8	2.9	3.6	
利根川	類型無 宮戸川	⑪鶴ヶ谷橋	4.5	6.8	3.3	5.4	3.4	3.5	3.1	6.6	2.6	3.5	
	類型無 大川	⑫宝来橋	5.5	11.0	5.2	11.0	6.8	6.3	9.1	12	2.9	22	
		⑬かねなり 橋	2.9	2.3	1.7	2.3	1.9	2.2	2.4	1.7	1.9	4.8	
		⑮雇用促進 住宅東側・ 橋	5.4	3.2	2.8	2.3	2.5	2.7	2.7	2.3	3.1	5.2	
		⑯りんどう橋	2.6	3.6	3	3.6	2.9	3.1	3.2	2.4	2.1	12	
年間測定回数			n=6	n=6	n=6	n=6	n=6	n=6	n=6	n=6	n=4	n=3	
環境基準達成地点数			10/12	11/12	10/11	10/11	8/11	6/11	8/11	8/11	9/11	4/11	
環境基準達成率			83.3%	91.7%	90.9%	90.9%	72.7%	54.5%	72.7%	83.3%	91.7%	90.9%	

※網掛け部分は環境基準超過

河川水質調査結果(生活環境項目平均値)

【単位:mg/l(ただし、R3 年度以前は大腸菌群数:MPN/100ml、
R4 年度以降は大腸菌数:CFU/100ml)】

水系名	類型・河川名	No. 地点	項 目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	基準値
渡良瀬川	A-イ 姿川	No.1 姿川橋	p H	7.7	7.8	7.7	7.7	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.6	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	1.6	1.4	1.0	1.0	1.2	1.6	1.4	1.4	1.4	2.2	2.0mg/l 以下
			S S	8	4	5	11	5	7	8	8	5.1	5.4	25mg/l 以下
			D O	11.3	9.9	10.3	10.2	10.4	9.0	9.6	9.1	10	9.8	7.5mg/l 以上
			大腸菌群数・大腸菌数	33,817	96,983	30,383	42,333	37,483	121,833	78,717	84,167	74,750	94	5,000MPN/100ml 以下 300CFU/100ml 以下
	A-イ 小宅橋	No.2	p H	7.5	7.6	7.5	7.6	7.7	7.5	7.6	7.5	7.4	7.5	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	0.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.1	1.0	0.9	0.8	1.9	2.0mg/l 以下
			S S	5	1	2	2	2	3	2	3	1.9	1.6	25mg/l 以下
			D O	11.4	10.1	10.2	10.3	10.6	9.8	9.8	9.4	10	10	7.5mg/l 以上
			大腸菌群数・大腸菌数	9,655	14,183	23,667	14,367	101,763	179,298	41,167	30,783	53,363	55	5,000MPN/100ml 以下 300CFU/100ml 以下
	思 川	No.3 観晃橋	p H	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.5	7.6	7.5	7.5	7.6	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	1.0	1.1	0.8	0.9	1.2	1.2	1.2	1.2	0.7	1.5	2.0mg/l 以下
			S S	4	2	4	6	2	5	5	6	4.2	4.5	25mg/l 以下
			D O	10.9	10.1	10.1	9.7	9.8	9.2	9.4	9.1	9.7	9.2	7.5mg/l 以上
			大腸菌群数・大腸菌数	35,100	21,533	38,700	21,267	67,150	69,633	39,567	45,167	32,325	106	5,000MPN/100ml 以下 300CFU/100ml 以下
	乙女大橋	No.4	p H	7.6	7.7	7.6	7.6	7.7	7.6	7.7	7.6	7.5	7.6	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	1.2	1.1	0.9	0.9	3.9	8.2	6.3	1.1	4.8	1.5	2.0mg/l 以下
			S S	6	4	5	8	2	1	1	8	0.98	5.3	25mg/l 以下
			D O	10.7	10.0	10.0	10.0	10.0	9.1	9.5	9.3	9.7	9.8	7.5mg/l 以上
			大腸菌群数・大腸菌数	18,863	18,350	19,017	31,883	21,705	64,750	18,433	47,233	20,075	74	5,000MPN/100ml 以下 300CFU/100ml 以下
	B-イ 巴波川	No.5 感際橋	p H	7.2	7.3	7.2	7.3	7.1	7.1	7.2	7.1	7.1	7.2	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	4.0	4.7	2.6	5.3	3.9	6.4	6.1	6.6	4.1	6.0	3.0mg/l 以下
			S S	8	10	6	7	7	9	9	19	7.9	14.8	25mg/l 以下
			D O	8.5	9.3	8.3	8.3	8.1	6.6	8.6	7.8	7.5	8.0	5.0mg/l 以上
			大腸菌群数・大腸菌数	124,100	60,167	27,800	55,033	19,567	96,750	81,333	48,167	66,250	137	5,000MPN/100ml 以下 1,000CFU/100ml 以下
	昇明橋	No.6	p H	7.5	7.5	7.5	7.4	7.6	7.4	7.5	7.4	7.6	7.6	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	2.1	2.0	2.0	2.0	2.2	2.7	2.1	2.1	1.8	2.4	3.0mg/l 以下
			S S	9	8	9	7	23	11	13	17	12	13	25mg/l 以下
			D O	10.3	9.7	10.1	9.7	10.3	9.0	9.2	9.2	10	9.8	5.0mg/l 以上
			大腸菌群数・大腸菌数	58,000	38,167	23,033	25,983	37,867	68,000	32,500	107,667	35,500	100	5,000MPN/100ml 以下 1,000CFU/100ml 以下
	— 豊穂川	No.10 新川橋	p H	7.3	7.5	7.4	7.4	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	
			B O D	3.0	1.6	1.8	1.8	1.5	1.7	1.8	1.4	1.4	1.8	
			S S	4	4	4	5	4	5	4	7	9.8	4.8	
			D O	9.8	10.2	9.9	9.8	10.1	9.6	9.7	9.3	10	9.9	
			大腸菌群数・大腸菌数	306,833	67,167	173,667	139,167	65,000	248,500	395,833	40,717	217,725	280	
鬼怒川	B-イ 田 川	No.7 天神橋	p H	6.5	7.9	8.0	8.1	7.7	8.2	7.9	7.9	7.6	7.6	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	1.0	1.7	1.4	1.1	1.8	2.3	2.0	2.1	1.6	2.2	3.0mg/l 以下
			S S	1	5	4	3	4	-	2	2	8.1	6.3	25mg/l 以下
			D O	9.6	11.4	11.1	13.3	10.2	11.6	9.9	9.4	9.6	9.1	5.0mg/l 以上
			大腸菌群数・大腸菌数	19,158	8,948	11,092	24,984	89,423	26,283	14,420	14,420	14,520	206	5,000MPN/100ml 以下 1,000CFU/100ml 以下
	梁橋	No.8	p H	8.1	8.1	8.1	8.3	7.8	8.2	8.0	7.8	7.7	7.8	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	1.4	1.8	1.5	1.2	1.8	2.0	1.9	1.8	1.6	2.7	3.0mg/l 以下
			S S	3	5	5	9	6	5	6	7	7.3	9.7	25mg/l 以下
			D O	11.9	11.4	11.0	11.4	10.4	10.6	10.3	9.7	9.8	9.9	5.0mg/l 以上
			大腸菌群数・大腸菌数	8,847	13,567	50,033	64,967	38,330	134,617	49,650	13,367	11,920	82	5,000MPN/100ml 以下 1,000CFU/100ml 以下

※網掛け部分は環境基準超過

河川水質調査結果(生活環境項目等平均値)

【単位:mg/ℓ(ただし、R3 年度以前は大腸群数:MPN/100ml、
R4 年度以降は大腸菌数:CFU/100ml)】

水系名	河川名	No. 地点	項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	基準値
利根川	西仁連川	B-イ No.9 舞鶴橋	p H	7.7	7.8	7.6	7.7	7.7	7.6	7.7	7.7	7.8	7.9	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	1.8	1.8	1.4	1.8	1.5	3.0	2.2	2.4	1.6	2.1	3.0mg/l 以下
			S S	6	4	3	6	5	6	9	7	5.4	4.3	25mg/l 以下
			D O	11.0	10.6	10.5	10.7	10.7	9.5	9.9	9.7	10	10.2	5.0mg/l 以上
			大腸菌群数・大腸菌数	43,967	120,333	36,817	87,983	31,867	269,667	89,667	61,333	124,375	290	5,000MPN/100ml 以下 1,000CFU/100ml 以下
		No.14 一丁田橋	p H	7.6	7.6	7.5	7.8	7.5	7.5	7.4	7.6	7.5	7.7	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	1.6	1.7	1.9	1.5	1.9	3.1	2.5	2.8	2.6	2.5	3.0mg/l 以下
			S S	8	6	7	9	6	6	7	9	7.0	9.3	25mg/l 以下
			D O	9.8	9.9	9.4	10.6	9.4	8.6	8.7	9.3	10.0	10.2	5.0mg/l 以上
			大腸菌群数・大腸菌数	41,933	41,717	54,667	71,232	34,450	99,800	153,333	65,833	61,575	860	5,000MPN/100ml 以下 1,000CFU/100ml 以下
	宮戸川	No.11 鶴ヶ谷橋	p H	7.2	7.3	7.2	7.2	7.2	7.1	7.2	7.3	7.2	7.4	
			B O D	3.4	3.9	2.7	3.3	3.7	3.5	2.7	4.1	4.1	2.6	
			S S	12	11	7	8	9	8	5	8	10.2	5.7	
			D O	9.6	8.9	9.2	9.3	9.5	7.9	8.8	8.4	9.5	8.0	
			大腸菌群数・大腸菌数	99,667	695,000	100,317	88,667	140,650	416,667	223,667	111,833	272,250	527	
	大川	No.12 宝来橋	p H	7.3	7.3	7.2	7.2	7.3	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3	
			B O D	5.4	6.7	5.7	8.2	6.4	7.1	7.0	7.0	3.7	12.6	
			S S	9	7	9	8	7	13	7	6	3.7	9.1	
			D O	6.6	6.3	6.1	5.4	5.6	5.9	6.1	5.6	5.8	5.3	
			大腸菌群数・大腸菌数	82,000	268,333	471,667	288,667	329,667	380,000	495,167	577,000	543,000	2,123	
		No.13 かねなり橋	p H	7.4	7.7	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.7	7.8	
			B O D	1.9	1.8	1.4	1.8	1.8	1.9	1.6	1.5	1.8	2.6	
			S S	5	6	4	6	5	6	3	5	5.0	5.3	
			D O	10.5	10.2	9.7	9.5	9.6	9.0	9.3	9.1	11	11	
			大腸菌群数・大腸菌数	21,533	16,933	35,650	38,817	18,550	249,217	48,667	69,750	14,075	40	
		No.15 雇用促進住宅 東側橋	p H	7.3	7.5	7.4	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.5	7.6	
			B O D	3.0	2.4	2.2	2.4	1.7	2.4	2.1	2.0	2.7	3.5	
			S S	5	3	5	5	4	3	3	3	5.0	9.7	
			D O	8.7	8.9	9.2	8.6	8.9	8.9	9.0	7.8	10	9.5	
			大腸菌群数・大腸菌数	62,333	109,167	44,833	91,983	30,800	203,917	68,667	67,167	126,500	467	
		No.16 りんどう橋	p H	7.4	7.6	7.4	7.5	6.2	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	
			B O D	2.2	2.7	2.2	2.6	2.6	2.9	2.5	2.1	2.2	8.4	
			S S	5	5	4	9	5	4	4	4	4.0	8.2	
			D O	8.6	9.3	8.9	8.9	9.0	8.0	8.3	8.1	8.9	7.8	
			大腸菌群数・大腸菌数	38,833	55,333	32,333	96,833	60,317	615,500	90,500	85,833	86,500	660	

※網掛け部分は環境基準超過

河川水質調査結果(生活環境項目等適合率)

(単位: %)

水系名	類型・河川名	No. 地点	項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
渡良瀬川	A-イ 姿川	No.1 姿川橋	p H	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			B O D	83	100	100	100	100	100	100	100	100	33	
			S S	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	0	0	17	17	33	17	17	17	0	100	
	A-イ 思川	No.2 小宅橋	p H	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			B O D	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	33
			S S	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			大腸菌群数	50	33	0	17	33	33	0	0	25	100	
		No.3 観晃橋	p H	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			B O D	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	67
			S S	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			大腸菌群数	33	33	17	33	33	17	17	17	0	100	
		No.4 乙女大橋	p H	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			B O D	100	100	100	100	50	100	100	100	100	50	67
			S S	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	67
			大腸菌群数	67	50	33	33	33	33	17	17	0	100	
	B-イ 巴波川	No.5 感際橋	p H	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			B O D	50	17	67	50	50	33	0	0	0	0	
			S S	100	83	100	100	100	100	100	83	100	100	
			D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	17	0	50	33	50	33	0	0	0	100	
		No.6 昇明橋	p H	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			B O D	67	100	100	83	83	67	67	67	100	67	
			S S	100	100	100	100	100	100	67	67	100	100	
			D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	0	0	17	17	33	17	0	0	0	100	
鬼怒川	B-イ 田川	No.7 天神橋	p H	83	100	83	67	100	67	83	100	100	100	
			B O D	100	100	100	100	100	100	83	83	100	100	
			S S	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			D O	83	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	50	50	50	33	50	17	33	50	50	100	
		No.8 梁橋	p H	83	83	83	83	100	83	83	100	100	100	100
			B O D	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			S S	100	100	100	83	100	100	100	100	100	100	100
			D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			大腸菌群数	33	67	17	33	33	33	17	17	25	100	
利根川	B-イ 西仁連川	No.9 舞鶴橋	p H	100	100	100	100	100	100	83	100	100	100	
			B O D	100	100	100	100	100	67	83	83	100	100	
			S S	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	0	0	17	17	17	17	0	0	25	100	
		No.14 一丁田橋	p H	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			B O D	100	100	83	100	100	67	67	67	75	67	
			S S	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	33	17	0	33	33	17	0	0	0	100	
全体			p H	97	98	97	95	100	95	95	100	100	100	
			B O D	90	92	95	93	88	83	80	80	83	63	
			S S	100	98	100	98	100	100	97	95	100	100	
			D O	98	100	100	100	100	100	100	100	100	97	
			大腸菌群数	28	25	22	27	35	23	10	12	13	100	

※R3 から類型が変更

R4 から大腸菌群数は大腸菌数に変更

2 調査・測定データ

③ 水 質

イ 思川流入雑排水水質調査結果

令和4年度 思川流入雑排水水質調査結果

採水場所	項目	単位				平均	最大	最小
横倉第一雨水幹線排水路(塩沢)	採水日時		7/19 9:37	11/9 9:34	2/21 9:24			
	水温	℃	25.1	20.4	10.7	18.7	25.1	10.7
	pH		7.2	7.3	7.3	7.3	7.3	7.2
	BOD	mg/ℓ	3.3	4.2	7.9	5.1	7.9	3.3
	SS	mg/ℓ	2.0	4.0	4.4	3.5	4.4	2.0
	DO	mg/ℓ	6.9	8.0	9.0	8.0	9.0	6.9
	大腸菌群数	個/cm³	6	31	51	29	51	6
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	3.5	5.5	5.2	4.7	5.5	3.5
扶桑水処理センター都市下水 総合排水路	採水時刻		10:08	10:02	9:50			
	水温	℃	24.4	20.2	14.4	19.7	24.4	14.4
	pH		7.2	7.4	7.4	7.3	7.4	7.2
	BOD	mg/ℓ	10.7	5.2	7.7	7.9	10.7	5.2
	SS	mg/ℓ	1.2	2.8	4.4	2.8	4.4	1.2
	DO	mg/ℓ	5.9	8.0	9.1	7.7	9.1	5.9
	大腸菌群数	個/cm³	110	38	7	52	110	7
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	4.3	<0.1	4.3	2.9	4.3	<0.1

思川流入雑排水水質調査結果(年間推移)

採水場所	採水日	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
			平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
横倉第一雨水幹線排水路(塩沢)	水温	℃	20.0	20.3	20.5	20.4	18.9	20.8	21.0	20.8	20.3	18.7
	pH		7.2	7.2	7.2	7.1	7.2	7.2	7.1	7.2	7.2	7.3
	BOD	mg/ℓ	4.0	4.7	4.1	6.1	5.5	4.2	5.0	9.5	7.3	5.1
	SS	mg/ℓ	7	7	6	7	4	10	6	16	9.5	3.5
	DO	mg/ℓ	8.8	8.2	8.2	8.0	8.6	7.8	8.3	8.0	8.1	8.0
	大腸菌群数	個/cm³(1)	184	100	138	20	15	30	26	75	75	29
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	3.9	4.8	4.7	4.5	3.8	4.2	4.3	4.5	5.5	4.7
	硝酸性窒素	mg/ℓ										
扶桑水処理センター都市下水総合排水路	水温	℃	20.0	19.9	20.2	20.2	20.2	16.7	20.2	18.5	19.8	19.7
	pH		7.4	7.4	7.2	7.3	7.4	6.2	7.3	7.3	7.3	7.3
	BOD	mg/ℓ	9.5	11.2	6.2	3.7	9.6	3.0	3.2	5.0	7.6	7.9
	SS	mg/ℓ	2	2	2	2	2	4	3	4	6.4	2.8
	DO	mg/ℓ	7.9	6.4	7.4	7.3	7.5	6.3	8.1	7.9	7.7	7.7
	大腸菌群数	個/cm³(1)	51	36	47	9	12	14	20	42	7,138	52
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	3.5	3.2	6.4	3.9	2.6	3.2	3.7	3.8	3.0	2.9
	硝酸性窒素	mg/ℓ										

(1)大腸菌群数の単位は、平成24年度まで「MPN/100ml」、平成25年度から「個/cm³」

2 調査・測定データ

③ 水 質

ウ 地下水

令和4年度 地下水水質概況調査結果

(採水日:R4.8.29)

項 目	単位	調査場所					基準値
		城北地内	飯塚地内	大川島地内	梁地内	間々田地内	
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/l	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	検出されないこと ⁽¹⁾
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下
ヒ素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと ⁽¹⁾
PCB	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと ⁽¹⁾
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/l	1	5	1	2	8	10 以下
ふっ素	mg/l	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.8 以下
ほう素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

(1)「検出されないこと」とは、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

分析委託業者:平成理研㈱

2 調査・測定データ

③ 水 質

エ ゴルフ場排水

令和 4 年度 ゴルフ場農薬調査結果

調査場所	単位	ゴルフ場 (喜沢)	ゴルフ場 (神鳥谷)	指針値
採水日		R4.7.29	R4.7.29	
採水時刻		14:38	13:27	
天 気		晴れ	晴れ	
気 温	℃	32.6	32.7	
水 温	℃	23.8	35.0	
MCPA	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.051 以下
イソキサチオン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.08 以下
イプロジオン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	3 以下
イミノタジン酢酸塩(イミノタジンとして)	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.06 以下
キャプタン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	3 以下
クロルピリホス	mg/ℓ	<0.00046	<0.00046	0.02 以下
クロロタロニル(TPN)	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.4 以下
シクロスルフアムロン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.8 以下
シプロコナゾール	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.3 以下
シマジン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.03 以下
ダイアジノン	mg/ℓ	<0.00077	<0.00077	0.05 以下
チウラム	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.06 以下
チオジカルブ	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.8 以下
チオファネートメチル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	3 以下
テトラコナゾール	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.1 以下
トリクロピル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.06 以下
トリクロルホン(DEP)	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.05 以下
トルクロホスメチル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	2 以下
ナプロパミド	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.3 以下
バリダマイシン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	12 以下
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	mg/ℓ	<0.001	<0.001	1 以下
フェニトロチオン(MEP)	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.03 以下
フラザスルフロン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.3 以下
ベノミル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.2 以下
ペルメトリン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	1 以下
ベンスルタップ	mg/ℓ	<0.001	<0.001	0.9 以下
ホセチル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	23 以下

2 調査・測定データ

④ ダイオキシン類

ダイオキシン類調査結果(大気)

(単位:pg-TEQ/m³)

No	採取地点	H29 年度			H30 年度			R1 年度		
		8/3 ~8/10	2/14 ~2/21	年平均値	8/3 ~8/10	2/22 ~3/1	年平均値	8/23 ~8/30	2/19 ~2/26	年平均値
1	小山第二 小学校	0.025	0.023	0.024	0.014	0.041	0.028	0.026	0.027	0.027
2	豊田出張所	0.023	0.019	0.021	0.015	0.029	0.022	0.016	0.038	0.027

No.	採取地点	R2 年度			R3 年度			R4 年度			基準値
		9/2 ~9/9	1/25 ~2/1	年平均値	8/3 ~8/10	2/1 ~2/8	年平均値	8/19 ~8/26	2/10 ~2/17	年平均値	
1	小山第二 小学校	0.018	0.028	0.023	0.015	0.026	0.020	0.025	0.022	0.024	0.6 以下
2	豊田出張所	0.011	0.027	0.019	0.014	0.15	0.082	0.013	0.022	0.018	

ダイオキシン類調査結果(土壌)

(単位:pg-TEQ/g)

No.	採取地点	H29	H30	R1	R2	R3	R4	基準値
		8/10	8/10	8/21	8/18	8/10	8/19	
1	小山城北小学校				0.018			1,000 以下
2	若木小学校					1.0		
3	小山城東小学校	0.54					1.4	
4	小山城南小学校		0.31					
5	旭小学校			0.44				

ダイオキシン類調査結果(河川)

(単位:水質・pg-TEQ/ℓ, 底質・pg-TEQ/g)

種別	No	採取地点	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	環境基準
			H28.10.13	H29.10.13	H30.8.20	R1.8.21	R2.8.18	R3.9.14	R4.9.15	
河川水質	1	大川上流 (城北4丁目地内)	0.38	1.2	0.61	0.73	1.3	0.36	0.46	1 以下
	2	大川下流 (栃木茨城県境)	0.29	0.45	3.2	0.67	0.83	0.26	0.18	
	3	小山用水 大沼南地点	0.079	0.22	0.18	0.85	0.41	0.12	0.14	
	4	宮戸川幹線 4区 6区分水合流地点	0.059	0.58	1.1	1.6	1.6	0.35	0.35	
河川底質	1	大川上流 (城北4丁目地内)	7.9	5.8	9.2	19	13	7.1	9.6	150 以下
	2	大川下流 (栃木茨城県境)	20	11	6.2	10	6.1	6.9	6.5	
	3	小山用水 大沼南地点	3.9	3.4	4.3	6	5.6	4.4	6.0	
	4	宮戸川幹線 4区 6区分水合流地点	8.1	5.6	4.6	15	2.7	2.8	5.2	

2 調査・測定データ

⑤ 公害苦情

公害の種類別都市計画区域別発生件数(令和4年度)

(単位:件)

都市計画区域 項目	住居	近隣 商業	商業	準工業	工業	工業 専用	市街化 調整	計
大気汚染				1			2	3
騒音・振動	10	3	7	1	2	1	13	37
悪臭	11		1		3		44	59
水質汚濁							2	2
その他	4						2	6
計	25	3	8	2	5	1	63	107

公害苦情受付件数の推移

(単位:件)

都市計画区域 項目	住居地域	商業地域		工業地域			市街化調整 地域	計
		近隣商業	商業	準工業	工業	工業 専用		
大気汚染	0	0		1	0	0	2	3
		0	0	0	0	0		
騒音・振動	10	10		4			13	37
		3	7	1	2	1		
悪臭	11	1		3			44	59
		0	1	0	3	0		
水質汚濁	0	0		0			2	2
		0	0	0	0	0		
その他	4	0		0			2	6
		0	0	0	0	0		
計	25	11		8			63	107
		3	8	2	5	1		

2 調査・測定データ

⑥ 空間放射線量

令和4年度 空間放射線量測定結果(測定高さ 50cm)

(単位: $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト毎時))

測定日 調査地点	4/7	5/6	6/2	7/7	8/4	9/1	10/6	11/4	12/1	1/5	2/2	3/2	最大	最小	平均
小山市役所	0.070	0.062	0.065	0.056	0.054	0.055	0.067	0.057	0.052	0.069	0.069	0.058	0.070	0.054	0.061
桑出張所	0.058	0.051	0.048	0.046	0.054	0.049	0.049	0.053	0.050	0.056	0.050	0.052	0.058	0.046	0.051
豊田出張所	0.066	0.069	0.055	0.051	0.054	0.051	0.065	0.047	0.060	0.061	0.059	0.078	0.078	0.047	0.060
間々田出張所	0.070	0.090	0.097	0.084	0.072	0.086	0.082	0.088	0.079	0.085	0.085	0.085	0.097	0.070	0.084
大谷出張所	0.048	0.039	0.053	0.040	0.043	0.048	0.059	0.050	0.052	0.049	0.050	0.050	0.059	0.039	0.048

空間放射線量推移(平均値)

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	基準値
測定高さ 50cm	測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)	0.062	0.062	0.062	0.060	0.062	0.060	0.23
	測定箇所数	46	45	46	10	5	5	
測定高さ 100cm	測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)	0.055	0.059	0.061	0.059	0.059	—	
	測定箇所数	11	11	11	1	0.059	—	
年間測定回数(回/年)		12	12	12	12	12	12	12

2 調査・測定データ

⑦ 廃棄物

ごみ搬入量

(単位:t)

ごみ種別		H8	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
燃やすごみ	家庭系	30,439	29,934	29,972	30,387	29,530	30,956	30,087	29,546	30,279	29,354	29,081
	事業系	6,913	11,773	11,889	11,912	12,293	12,435	13,295	13,965	12,214	12,559	12,519
	計	37,352	41,707	41,861	42,299	41,823	43,391	43,382	43,511	42,493	41,913	41,600
燃えないごみ	家庭系	6,699	5,327	4,903	5,060	3,994	4,262	4,409	3,154	3,160	2,373	2,064
	事業系	848	729	700	696	597	604	675	814	674	432	174
	計	7,547	6,056	5,603	5,756	4,591	4,866	5,084	3,968	3,834	2,805	2,238
プラ容器 (H27 までは ビニ・プラ)	家庭系	1,642	2,273	2,146	2,052	1,875	1,767	1,711	1,720	1,732	1,676	1,624
	事業系	7	247	207	165	0	0	3	4	5	4	2
	計	1,649	2,520	2,353	2,217	1,875	1,767	1,714	1,724	1,737	1,680	1,626
剪定枝 (H28 より分 別収集開始)	家庭系						850	752	733	786	632	664
	事業系						0	214	231	243	217	197
	計						850	966	964	1,029	849	861
可燃系資源	家庭系	1,499	2,669	2,611	2,541	2,063	2,080	2,015	1,962	2,241	2,104	2,114
	事業系	29	12	8	5	105	3	54	61	76	72	48
	計	1,528	2,681	2,619	2,546	2,168	2,083	2,069	2,023	2,317	2,176	2,162
不燃系資源	家庭系	1,198	1,487	1,473	1,461	1,373	1,398	1,373	1,389	1,467	1,444	1,427
	事業系	71	5	6	6	3	4	9	9	7	7	25
	計	1,269	1,492	1,479	1,467	1,376	1,402	1,382	1,398	1,474	1,451	1,452
有害	家庭系	31	155	136	133	125	140	160	268	353	317	290
	事業系	-	3	2	1	1	1	4	4	4	5	7
	計	31	158	138	134	126	141	164	272	357	322	297
粗大	家庭系	272	300	264	296	291	310	413	136	357	609	718
	事業系	98	36	30	40	29	36	35	34	51	64	185
	計	370	336	294	336	320	346	448	170	408	673	903
火災ごみ・ その他	家庭系	-	144	97	55	105	105	35	82	42	65	43
	事業系	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	-	144	97	55	105	105	35	82	42	65	43
合計	家庭系	41,780	42,289	41,602	41,985	40,206	41,887	40,955	39,022	40,417	38,574	38,025
	事業系	7,966	12,805	12,842	12,825	13,028	13,083	14,289	15,121	13,274	13,360	13,157
	計	49,746	55,094	54,444	54,810	53,234	54,970	55,244	54,143	53,691	51,934	51,182
前年度比			2.3%	-1.2%	0.7%	-2.9%	3.3%	0.5%	-0.2%	-0.1%	-3.3%	-1.4%
備 考					内 2,800t は水害ごみ				内 632tは 水害ごみ			

ごみ搬入量と集団回収量との合計

	単位	H8	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
集団回収量	t	-	1,591	1,505	1,455	1,334	1,225	1,056	1,027	629	615	652
合計	t	-	56,685	55,949	56,265	54,568	56,195	56,300	55,170	54,320	52,549	51,834

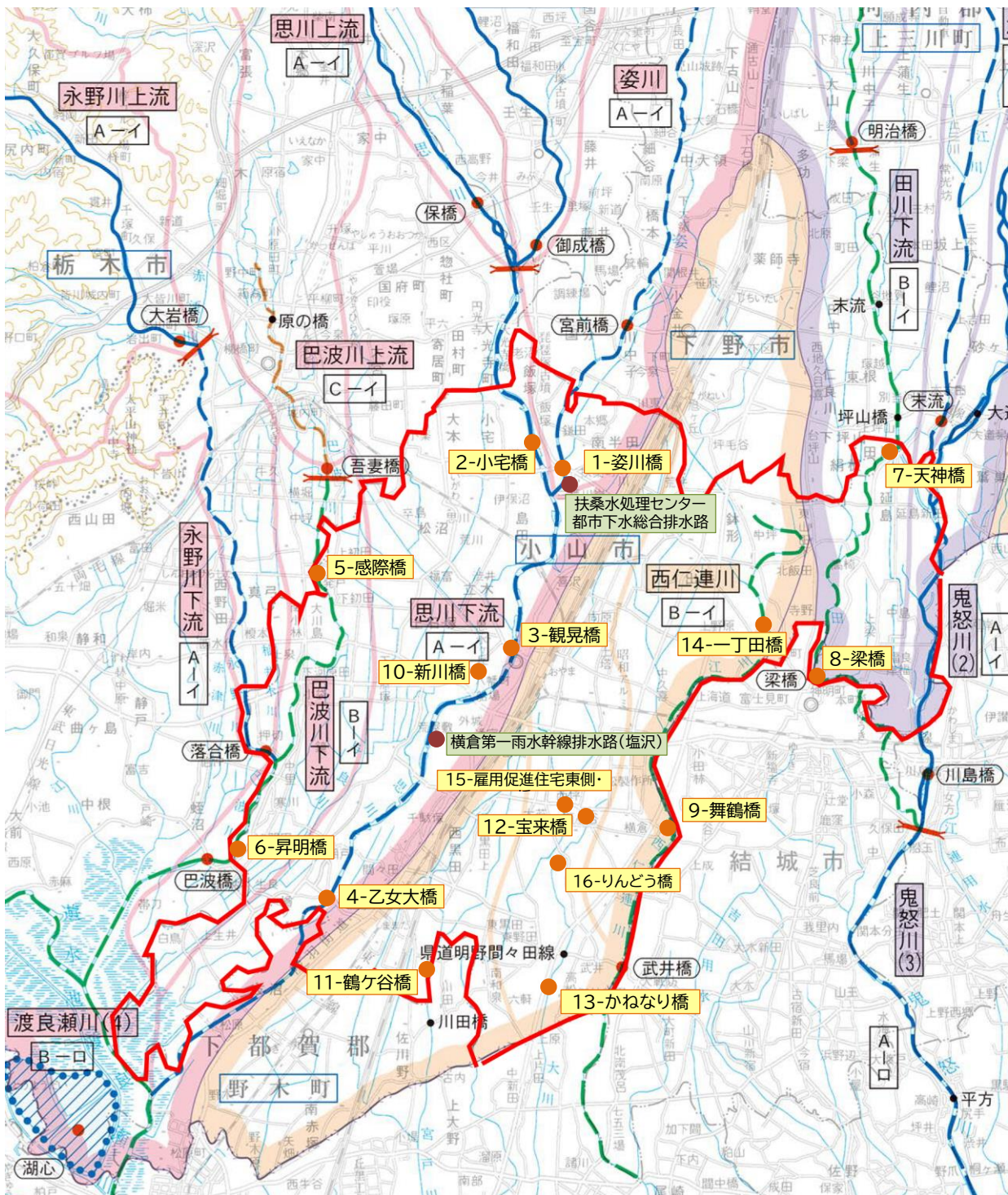
ごみ処理費用

	単位	H8	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
収集運搬費	千円	322,236	398,129	426,000	425,536	529,197	529,023	529,636	615,604	621,796	622,426	644,848
組合分担金	千円	1,548,878	1,737,817	1,983,599	1,794,421	1,667,288	1,822,262	1,667,445	1,577,713	1,732,480	1,741,113	1,910,711
合計	千円	1,871,114	2,135,946	2,409,599	2,219,957	2,196,485	2,351,285	2,197,081	2,193,317	2,354,276	2,363,539	2,555,559

1人当りのごみ排出量

	単位	H8	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口	人	151,472	164,590	166,011	166,575	166,764	167,356	167,641	167,609	167,551	167,613	167,538
世帯	世帯	49,320	65,777	67,872	68,285	69,757	70,963	72,078	72,987	73,835	74,699	75,572
1世帯当りのご み処理費用	円/世帯	37,938	32,473	35,502	32,510	31,488	28,736	30,482	30,051	31,885	31,641	33,816
1人1日当りの 排出量	g/人	900	917	899	901	875	900	903	883	878	849	837
1人1日当りの 排出量 (集団回収量含)	g/人		944	923	925	897	920	920	899	889	859	848

河川水質調査測定値点図
思川流入雑排水調査測定地点図



小山の環境（令和４年度版） 資料編

令和６年２月発行

編集・発行 小山市 総合政策部 ゼロカーボン推進課

小山市中央町１丁目１番１号

TEL:0285-22-9277 FAX:0285-22-9546